

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍し

た。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍した。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍した。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍した。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍した。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社に移籍した頃であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社の出向先であったとするC社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得している複数の同僚は、「申立期間当時、A社からC社に出向し、昭和59年6月に同社に移籍した。申立期間は継続して勤務しており、勤務内容・勤務場所に変更はなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立期間当時、A社の経理事務を担当していたとする者は、「C社は、昭和57年頃設立され、社員はA社から出向させていたが、59年頃、C社が独立することになり、出向していた社員は移籍した。同社が独立した後も、事務所はA社の中にあり、経理、給与支払、社会保険事務は、引き続きA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主は、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成22年6月14日とされ、同日から23年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間のうち申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を22年6月14日、資格喪失日を同年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月14日から同年12月25日まで

申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間となっていたが、その後、同社が、厚生年金保険の被保険者資格に係る訂正の届出を行ったところ、申立期間については、同保険料徴収権の時効が成立しているため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成22年6月14日とされ、同日から23年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された出勤簿及び賃金台帳、同社の回答により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成22年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る訂正の届出を行ったことから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月1日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA人事課における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年2月1日から33年3月1日まで

年金記録によると、昭和32年2月1日にBクラブにおける厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、33年3月1日にA人事課において同保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の年金記録が確認できないが、申立期間についても、C基地内で継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和33年2月1日から同年3月1日までの期間について、D防衛局が保管する従業員台帳及び諸機関従業員台帳（以下「従業員台帳」という。）によると、申立人は、同年2月1日にC基地内のBクラブに採用され、当該期間において、継続して勤務していたことが確認できる。

また、D防衛局が保管する「健保・厚生被保険者台帳」において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和33年2月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、従業員台帳により、申立人と同様に、Bクラブに採用されたことが確認できた同僚3人は、いずれも、D防衛局が保管する「健保・厚生被保険者台帳」における厚生年金保険の被保険者資格取得日とA人事課に係る健康保厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における厚生年金

保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA人事課の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA人事課に係る昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A人事課の事業主が特定できないため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和32年2月1日から33年2月1日までの期間について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、Bクラブに継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、Bクラブは、昭和32年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は、適用事業所でなかったことが確認できる上、当時の人事管理担当者は、「当時、C基地内のBクラブに勤務していた者は、基地内従事者のポケットマネーで雇われていた。C基地には、二つの部隊が駐留していたが、昭和32年頃、そのうち一つの部隊が移動し、基地内の従業員数も減少したため、厚生年金保険を適用しなくなったと考えられる。厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、オンライン記録、Bクラブ及びA人事課に係る被保険者名簿によると、申立人と同様に、Bクラブが厚生年金保険の適用事業所でなくなった頃である昭和32年1月1日から同年2月1日に、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、A人事課において同資格を取得している者が6人（従業員台帳により、C基地内のBクラブに採用されたことが確認できる前述の同僚3人を含む。）確認できるところ、当該6人は、Bクラブにおける被保険者資格喪失日から、それぞれ、9か月から13か月後にA人事課において同資格を取得しており、いずれも、Bクラブにおける被保険者資格を喪失後、A人事課において同資格を取得するまでの期間について、厚生年金保険に加入していた記録は確認できない上、当該6人のうち、生存及び所在が確認できた一人に照会したものの、同人の協力は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月29日から55年1月1日まで
申立期間は、A社から関連会社であるC社に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び総務関係の事務を統括していた者の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の事業主及び総務関係の事務を統括していた者の供述から、昭和55年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、総務関係の事務を統括していた者が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を誤った可能性をうかがわせる供述をしているものの、事業主は、当時の関連資料は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年3月まで
申立期間は学生であったが、母が、20歳になった私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和53年*月、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得状況及び保険料納付状況調査により、昭和54年8月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況を確認することができない上、申立人が、申立期間の保険料の納付を証言してくれるとした申立人の父親は、申立人の保険料をA農業協同組合の自身の組合員勘定口座から納付していたことは記憶しているものの、申立期間の保険料納付について、具体的な証言を得ることができない。

さらに、A農業協同組合に申立人の申立期間の国民年金保険料の納付について照会したが、「30年以上経過しているので、提供できる書類は保管していない。」と回答しており、申立期間の保険料納付について、確認することができなかった。

加えて、B町における国民年金被保険者名簿の申立人の前後20人のうち、「備考」欄に、昭和54年度分の国民年金保険料から納付していく旨が記載されている者が申立人を含め4人確認できるところ、そのうち二人は、同名簿の

「保険料の追納」欄に、53年度の保険料を昭和55年に遡って納付したことが記録されているが、申立人及び残り一人については、同欄に何も記載が無く、共に53年度に未納期間があり、申立期間の保険料を遡って納付した形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から22年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年3月から22年6月まで

私は、平成12年3月にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に国民年金保険料の免除申請も行ったのに、年金記録では、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に国民年金保険料の免除申請も行ったとしているが、年金事務所が保管する申立人の国民年金被保険者資格取得届の受付日は23年1月14日となっており、申立人は同日に国民年金の加入手続きを行い、12年3月1日まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に申立人が国民年金の加入手続きを行った形跡も見当たらないことから、当該受付日時点まで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間について、制度上、保険料の免除申請はできなかったものと認められる。

また、A市は、申立人が平成12年3月に国民年金に加入していれば作成される申立人の国民年金被保険者名簿が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを確認できる資料も無いとしている上、同市の年金システムでも、申立人の申立期間における保険料の免除申請記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料等はなく、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から同年9月まで

私は、申立期間当時、A市に単身赴任しており、国民年金に加入していなかったが、昭和61年にB市に転居後、私の元妻が、私が国民年金に加入していないことに気付き、B市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、昭和61年10月21日にA市からB市に転居したことが戸籍の附票により確認できるところ、申立人は、転居後、申立人の元妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと述べているが、申立人の元妻は、これを行った時期については覚えていないとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月9日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料は59年10月から納付済みになっていることから、申立人の元妻は、62年1月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、当該加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を確認したが、申立期間について、国民年金保険料が納付されていた記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2327 (釧路国民年金事案 361 及び 377 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 2 月までの期間及び同年 9 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月まで

前回の再申立てにおいて、年金記録確認釧路地方第三者委員会(当時)から年金記録の訂正は認められないとの通知を受けた。その理由は、申立期間に係る国民年金保険料を銀行で納付した際に、窓口業務を行っていたとして私が名前を挙げた担当者の存在が確認できないとのことであったが、今回、その担当者について証言してくれる人を見つけたので、再調査の上、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号により、申立人は、昭和 41 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、37 年 9 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認されるが、加入手続時点において、申立期間①のうち、同年同月から 39 年 6 月までの国民年金保険料は、時効のため納付することはできないこと、ii) 申立人は、自身が 20 歳になった 37 年に、申立人の父親が国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間の保険料額等の記憶も明確ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料も無いこと、iv) 申立人は、申立期間の保険料を A 銀行 B 支店で納付したとし、当時窓口業務を担当していた行員の名前を挙げているが、同行員が申立期間の保険料を納付することが可能な時期に同支店に在籍していたことが確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 26 日付け及び 23 年 3 月

24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして3回目となる申立てを行い、前回の申立てにおいて、申立人が名前を挙げたA銀行B支店の窓口業務担当者について、新たな証言をしてくれる知人として一人の名前を挙げていることから、同人に照会を行ったものの、申立人が名前を挙げる担当者が申立期間の国民年金保険料納付が可能な時期に同行同支店に在籍していたとの証言を得ることはできなかった上、当委員会において、これまで収集した資料を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに年金記録確認釧路地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 10 日まで
申立期間は、A社に技術者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、退職時期の特定はできないものの、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の事務担当者は、「当時、A社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、一定期間が経過した後に加わらせていたと思う。私は、昭和 31 年秋頃から同社に勤務したが、33 年 7 月から厚生年金保険に加わっており、申立人も同様の取扱いだったと考えられる。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同人は、昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、高等学校の同級生で、卒業後、当該事業所に同期入社した同僚二人の名前を挙げていることから、当該二人に照会し、両人から回答が得られたところ、両人は、「申立人は、高等学校の同級生であり、卒業直後の昭和 33 年 4 月 1 日にA社に同期入社した。」と供述しているものの、当該二

人のうち一人は、「入社した当初に試用期間があり、入社から一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入したと記憶している。同保険に加入する前は、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している上、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該同僚二人は、いずれも入社してから1年3か月後の昭和34年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚11人（前述の事務担当者及び同期入社と同僚二人を除く。）に照会し、7人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月21日から同年5月1日まで

A社のB出張所に勤務しており、申立期間に会社がC社に替わったが、継続してB出張所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社又はC社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の従業員に係る資料は残されていない。B出張所及びD方面の営業所の存在並びに当社とC社との関係については、当社の50年史にも記載が無いため、申立人の申立内容を確認できない。」と回答していること、C社は、オンライン記録によると昭和45年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、上司及び同僚二人（うち一人は経理担当者）の名前を挙げているが、上司及び経理担当者は既に死亡しており、唯一回答が得られた一人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該3人のうち上司は、申立人と同様にA社において昭和35年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において同年5月1日に同被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、他の二人は、A社において同保険の被保険者となっておらず、C社において、申立人と同日の同年5月1日に同被保険者資格を取得

していることが確認できる。

さらに、両事業所に係る被保険者名簿によると、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、C社において被保険者資格を再取得している者が、申立人及び前述の上司以外にも4人確認でき、その資格喪失日及び資格取得日は申立人と同日であり、いずれの者も申立期間は同保険の被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、両事業所に係る被保険者名簿によると、C社において、申立人と同日の昭和35年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は、申立人及び前述の7人以外にも20人確認でき、これら同僚のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会したところ、回答の得られた6人のうち2人は、「申立期間より前から、申立人と一緒にB出張所で勤務していた。」と供述しているものの、いずれもA社において同保険の被保険者であった形跡が無いことから、同社では、在籍する従業員全員を必ずしも同保険に加入させる取扱いを行っていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。